

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	川口市 後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和2年10月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容	<p>川口市は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内全市町村と共に、当該区域内のすべての市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)を設立している。広域連合では、後期高齢者医療の被保険者(75歳以上、障害認定を受けた方は65歳以上)を認定し、医療に関する給付を行い、保険料率の決定、保険料の賦課を行う。川口市では、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。また、附帯事務として、被保険者証の引渡し、各種給付申請の受付、転入などの加入や資格喪失の届出の受付、納付相談事務等を行っている。</p> <p>1. 資格・賦課関連業務</p> <p>① 75歳年齢到達、転入、障害認定等の資格取得</p> <p>② 転出、死亡等の資格喪失</p> <p>③ 氏名・世帯変更、転居等の資格変更</p> <p>④ 生活保護受給開始等による適用除外</p> <p>⑤ 短期被保険者証・資格者証の交付</p> <p>⑥ 被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付、再交付、回収</p> <p>⑦ 住民基本台帳情報・所得課税情報の広域連合への連携事務と広域連合からの情報の取得</p> <p>⑧ 簡易申告書、所得照会書の送付・入力</p> <p>⑨ 保険料徴収方法を決定し、保険料関係書類の送付</p> <p>⑩ 保険料の減免に関する申請を受付、減免額の通知</p> <p>2. 給付関連業務</p> <p>① 各種給付申請、葬祭費支給、振込口座等の受付・入力</p> <p>② 第三者行為・レセプト開示請求等の受付</p> <p>3. 収納管理関連業務</p> <p>① 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険料の収納情報の管理</p> <p>② 過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知</p> <p>③ 高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付</p> <p>④ 高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法、国税徴収法に基づき、保険料の滞納者に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等</p> <p>⑤ 電話による納付勧奨</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療事務ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	後期高齢者医療制度の被保険者とその世帯員
その必要性	後期高齢者医療制度の資格の適正管理及び賦課・収納業務等のために必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号・その他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ② 4情報・連絡先・その他住民票関係情報：被保険者の現住所や、世帯情報等を把握するために保有。(住登外者についても同様) ③ 地方税関係情報：保険料の賦課決定、負担区分決定のもととなる所得や収入情報等を把握するために保有。 ④ 医療保険関係情報：資格管理や保険料賦課、適正な給付を行うために保有。 ⑤ 障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報：資格管理や適正な給付を行うために保有。 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報：保険料徴収方法の決定や適正な給付を行うために保有。 ⑦ 年金関係情報：特別徴収の対象年金等を把握するために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	高齢者保険事業室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (埼玉県後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (埼玉県国民健康保険団体連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	被保険者の①資格の管理、②保険料の賦課・収納、③保険給付の各業務に使用	
④使用の主体	使用部署	高齢者保険事業室、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、特別債権回収課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>1. 後期高齢者医療制度の資格の取得や喪失等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報、生活保護情報等から、被保険者資格を確認し、被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付を行う。 ・住民票関係情報、地方税関係情報をもとに、広域連合にて後期高齢者医療被保険者証の負担割合等を決定する。 ・住所地特例者の後期高齢者医療制度加入について、申請書の届出を受け、住所地の住民票関係情報等を取得し、手続きを行う。 <p>2. 後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報等を取得し、被保険者に後期高齢者医療保険料額の通知を行う。 ・災害や収監等の特別な理由により保険料のお支払いが困難な被保険者からの申請を受け付け、収入等を調査のうえ、減免処理を行い、被保険者へ通知を行う。 <p>3. 後期高齢者医療の給付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報、所得課税情報から高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の支給申請受付事務を行う。 <p>4. 後期高齢者医療保険料の収納に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料額、収納情報等を確認し、滞納者に対し、督促状・催告書の通知、納付交渉、滞納処分等を行う。また、過納金が生じた者に対し、還付・充当処理を行う。 	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報等を突合して、被保険者資格の確認を行う。(上記1) ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報を突合して、広域連合にて後期高齢者医療の負担割合等を決定する。(上記1) ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、被保険者からの減免に関する届出を突合して、保険料の減免処理を行う。(上記2) ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、介護保険特別徴収情報を突合して、後期高齢者医療保険料の特別徴収者を決定する。(上記2) ・住民票関係情報、地方税関係情報、各種給付申請情報等を突合して、支給申請受付事務を行う。(上記3) ・住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、収納情報等を突合して、滞納処理、還付・充当処理を行う。(上記4) 	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	後期高齢者医療市町村システム保守	
①委託内容	システムの運用・保守及び制度改正等に対応するための改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	ソフトウェア修正作業
委託事項2	電算データ入力委託	
①委託内容	申請書等の情報を電子データとして納品させる	
②委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本情報産業株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	データ入力の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない
移転先1	埼玉県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項</p> <p>【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条</p> <p>市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、川口市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、川口市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>
②移転先における用途	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
③移転する情報	<p>1. 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する届出：転入時等に川口市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報。 ・住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 <p>2. 賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税情報：後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報：川口市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報：川口市が収納および還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報：川口市が管理している保険料滞納者の情報。 <p>3. 給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養費関連情報等：川口市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(※1)：75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員：被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 <p>(※1) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者</p>
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [<input checked="" type="radio"/>] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>

移転先6	川口市 子ども育成課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務
③移転する情報	後期高齢者医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市後期高齢者医療保険の被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。
7. 備考	
-	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<宛名>

・個人番号・世帯番号・住所情報(郵便番号・自治省コード・大字コード・町内会コード¹・町内会コード²・町内会コード³・番地等・番(地)・号1・号2・枝番1・枝番2・枝番3・現住所・現住所外字フラグ・方書・方書外字フラグ)・世帯主情報(世帯主氏名カナ・世帯主氏名漢字・世帯主氏名漢字外字フラグ・事実主個人番号)・本人情報(電話番号・住民区分・氏名カナ・氏名漢字・氏名漢字外字フラグ・旧氏名カナ・旧氏名漢字・旧氏名漢字外字フラグ・通称名カナ・通称名漢字・通称名漢字外字フラグ)・性別・続柄・続柄グループコード・事実主との続柄・生年月日)・本籍地・筆頭者情報(本籍地自治省コード・本籍地・本籍地外字フラグ・筆頭者氏名漢字・筆頭者氏名漢字外字フラグ)・前住所情報(前住地郵便番号・前住地自治省コード・前住地・前住地外字フラグ・前住地地方書・前住地地方書外字フラグ)・転出先情報【転出予定地・確定地】(転先地郵便番号・転先地自治省コード・転先地・転先地外字フラグ・転先地地方書・転先地地方書外字フラグ)・住民となった情報(住民となった異動日・住民となった届出日・住民となった異動事由・住民となった届出区分)・住所を定めた情報(住所を定めた異動日・住所を定めた届出日・住所を定めた異動事由・住所を定めた届出区分)・住民でなくなった予定情報(住民でなくなった異動日・住民でなくなった届出日・住民でなくなった異動事由・住民でなくなった届出区分)・住民でなくなった確定情報(確定異動日・確定届出日・確定異動事由・確定届出区分)・最新異動情報(異動日・届出日・処理日・異動事由・届出・通知区分・新規・既存区分)・除票等情報(除票区分・除票番号・住民票基準外)・外国人情報(登録番号・世帯区分・外登区分・甲乙区分・在留の資格・在留開始年月日・在留終了年月日・基準日コード・消除年月日・国籍)・予備・更新区分・更新日・更新時刻

<資格>

・個人番号・履歴番号・前履歴番号・被保険者番号・連番・前連番・個人区分コード・取得事由・取得年月日・保険者番号適用開始年月日・喪失事由・喪失年月日・保険者番号適用終了年月日・オンライン変更フラグ・氏名(カナ)・生年月日・性別コード・現都道府県名・現市町村名・現住所・作成年月日・作成時刻・更新日付・更新時刻

<賦課>

・被保険者番号・賦課管理番号・相当年度・履歴番号・前履歴番号・個人番号・現在状況徴収区分・現在状況資格有無・現在状況仮本区分・現在状況特徴履歴有無・現在状況普徴履歴有無・履歴徴収区分1・履歴徴収区分2・履歴徴収区分3・市区町村別保険料・不均一賦課地区コード・暫定確定賦課フラグ・申告区分・通知書発送要否フラグ・資格取得年月日・資格喪失年月日・広域内転居取得年月日・広域内転居喪失年月日・賦課事由コード・賦課事由・賦課決定年月日・所得割率・賦課のもととなる所得金額・所得割額・均等割額・算出額・賦課期日・減額区分・均等割軽減額・限度超過額・年保険料額・月数・月割減額・特別軽減区分・賦課期日2・減額区分2・均等割軽減額2・限度超過額2・年保険料額2・月数2・月割減額2・特別軽減区分2・減免額・後期高齢者医療保険料・賦課のもととなる所得金額(変更前)・所得割額(変更前)・均等割額(変更前)・算出額(変更前)・賦課期日(変更前)・減額区分(変更前)・均等割軽減額(変更前)・限度超過額(変更前)・年保険料額(変更前)・月数(変更前)・月割減額(変更前)・特別軽減区分(変更前)・賦課期日2(変更前)・減額区分2(変更前)・均等割軽減額2(変更前)・限度超過額2(変更前)・年保険料額2(変更前)・月数2(変更前)・月割減額2(変更前)・特別軽減区分2(変更前)・減免額(変更前)・後期高齢者医療保険料(変更前)・構成市保険者識別コード・所得割軽減額・所得割軽減額区分・所得割軽減額(変更前)・所得割減額区分(変更前)・特徴中止事由・特徴中止年月日・特徴分保険料・特徴仮算分(内)・普徴開始事由・普徴開始年月・普徴分保険料・普徴仮算分(内)・前年度年保険料額・特徴開始年月・期割決定日・異動事由1・異動事由2・異動事由3・更新日付・更新時刻

<収納>

・個人番号・被保険者番号・賦課管理番号・賦課年度・相当年度・徴収区分・連番・期別・会計年度・更正回数・収入回数・調定保険料額・調定延滞金額・調定延滞金減免額・調定督促手数料・保険料収入・延滞金収入・督促手数料収入・納期限・還付未済保険料額・還付未済延滞金額・還付未済督促手数料・還付済保険料額・還付済延滞金額・還付済督促手数料・領収日・収入日・納通発付区分・納通発付年月日・督促発付区分・督促発付年月日・督促納期限・催告発付区分・催告発付回数・催告発付年月日・催告納期限・時効起算日・時効停止期間累計日数・時効成立日・不納欠損理由・不納欠損決定保険料額・不納欠損決定延滞金額・決算当初調定額(滞繰額)・決算保険料更正額・決算保険料現年度収入額・徴収猶予・換価猶予・分納誓約・滞納処理停止・差押え・参加差押え・交付要求・不納欠損・即時不納欠損・延滞金免除・納付委託・督促発付停止・催告発付停止・賦課決定日・期割決定日・期割情報送付フラグ・滞納情報送付フラグ・滞納判定フラグ・督促フラグ・更新日付・更新時刻

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療事務ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・被保険者の資格異動の届出の際には、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 ・他市町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 <p><標準システム窓口端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。 <p>(※1) ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>(※2) ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市町村の標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合の標準システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	後期高齢者医療市町村システムは、庁内連携システムを介して目的を超えた紐付けがされないよう、適切なアクセス制御がされている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<後期高齢者医療市町村システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 <標準システム窓口端末における措置> ・標準システム窓口端末を利用する権限が付与された事務取扱担当者を特定している。 ・ユーザID・パスワードによるユーザ認証を実施し、なりすましによる不正を防止する。なお、パスワードに関しては、一定期間経過後は変更を行っている。 ・離席時には、ログインしたまま端末を放置せず、ログアウトするなどして、権限のないものが閲覧できないように徹底している。
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約時に再委託先についても秘密保持契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を条件としている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><標準システム窓口端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は川口市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 <p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報資産利用依頼書」の提出を受け、番号法の条文に適合しているか否かを判断し、提供・移転を行う。 		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分) 	
再発防止策の内容	<p>公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。 	
その他の措置の内容	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムは外部と直接接続できないようにしている。 <p><標準システム窓口端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 <p><標準システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。 ・委託者に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	I 基本情報－2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム1－③他のシステムとの接続	[] その他 ()	[] その他 (※他システムとは接続しない)	事後	専用線のため、他のシステムとの接続はないが、記入漏れと紛らわしいので、わかりやすく表記するものであり、重要な変更には該当しない。
平成29年10月25日	I 基本情報－4個人番号の利用－法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第1の59項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第1の59項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条</p>	事後	番号法の改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 基本情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長	高齢者保険事業室長 藤田 利幸	高齢者保険事業室長 渡部 浩一	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－④使用の主体(使用部署)	高齢者保険事業室、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、特別債権回収室	高齢者保険事業室、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、特別債権回収課	事後	組織改正による、特別債権回収室の名称変更によるもの
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－5特定個人情報の提供・移転－移転先1－①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項</p> <p>【住民基本台帳情報以外の情報】</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条</p> <p>・番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定</p> <p>以下省略</p>	<p>【住民基本台帳情報】</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項</p> <p>【住民基本台帳情報以外の情報】</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条</p> <p>以下省略</p>	事後	当該事務において、条例の制定は不要であるため、削除するもの。

平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 —5 特定個人情報の提供・移転—移転先3—①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の16項 地方税法 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条 別表第1の16項 地方税法	事後	当該事務において、条例の制定は不要であるため、削除するもの。
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 —5 特定個人情報の提供・移転—移転先4	—	移転先4 川口市 生活福祉1課・2課 〔外国人に対する生活保護に関する事務〕 ①法令上の根拠～⑦時期・頻度(略)	事後	H27.12独自利用条例が制定されたことによる事務の追加
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 —5 特定個人情報の提供・移転—移転先5	—	移転先5 川口市 障害福祉課 〔重度心身障害者医療費の助成に関する事務〕 ①法令上の根拠～⑦時期・頻度(略)	事後	H27.12独自利用条例が制定されたことによる事務の追加
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 —5 特定個人情報の提供・移転—移転先6	—	移転先6 川口市 子ども育成課 〔ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務〕 ①法令上の根拠～⑦時期・頻度(略)	事後	H27.12独自利用条例が制定されたことによる事務の追加
平成29年10月25日	Ⅲ リスク対策—7 特定個人情報の保管・消去—② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲ リスク対策—7 特定個人情報の保管・消去—② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか—その内容	—	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。 	事後	重大事故の発生により記載するもの。

平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	—	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 基本情報－6.評価実施機関における担当部署－①部署	健康増進部	保健部	事後	部署名の変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 基本情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	高齢者保険事業室長 渡部 浩一	高齢者保険事業室長	事後	記載要領に則る変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日（金）、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日（土）の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD（容量1TB）を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。 	<p>【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月7日（金）、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日（土）の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD（容量1TB）を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル <p>【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月18日（土）、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日（月）振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分（実人数352名分） 	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 	<p>【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 <p>【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。 	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－委託事項1-③委託先名	日本電気株式会社 関東甲信越支店	株式会社 日立システムズ	事前	委託会社の変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－委託事項2-③委託先名	富士ソフトサービスビューロ株式会社	日本情報産業株式会社	事後	委託会社の変更であり、重要な変更には該当しない

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅳ開示請求、問合せ－特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年10月22日	Ⅴ評価実施－手続き①実施日	平成27年11月4日	令和2年10月22日	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。